

**初志をいつまでも忘れず
行動し続けます。**



西宮市議会議員

田中まさたけ 市政報告

■平成16年度の決算審議が行われました

平成16年度一般会計並びに特別会計の決算審議が行われました。決算の内容は、一般会計が1637億6000万円、国民健康保険や介護保険特別会計など、特別会計が総額1004億8000万円となっています。一般会計歳出の主な内訳として、人件費が22.3%で前年度とほぼ同額、扶助費が14.0%で10%増、公債費が26.3%で30%増加しています。今後も、大変厳しい財政状況となることが示唆されています。決算特別委員会厚生分科会において、来年度以降の施策に反映してもらうべく、市当局に対して質問並びに指摘を行いました。質問内容については中面をご覧ください。

■総合選抜制度改革に関する意見書が可決されました

詳細は、蒼志会報にも掲載いたしました。今号中面でも、公立高校入試改革に関する私の考え方を掲載しています。ご覧ください。

■議員定数削減検討委員会設置の申し入れ書を提出しました

現在、西宮市には45名の議員がいます。地方自治法の定める本市の議員定数の上限は46名となっています。各自治体が、条例でこの法律の範囲内の議員定数を定めています。なかには、上限より10名以上も少なく定めている自治体もあり、本市においても、もっと削減すべきであると考えています。私は、当選以来、機会があるごとに定数削減を訴え、私が所属する会派蒼志会の総意として、各会派の代表者が集まる会議で取り上げてもらっています。しかし、本格的な議論になるには至っておらず、約1年後には次の統一地方選挙も迫ってきています。定数削減を行うとすれば、何名が適した定数なのか、各議員・会派によって考え方が異なり、全会派一致の原則もあり、会派間の調整も含めて、最低でも1年は議論に時間を要すると予想されます。そこで、会派代表者会議では、定数削減以外にも

当然議会に関する大事な案件をいくつも議論していますので、議員定数の問題については別に検討委員会を立ち上げてもらえるよう、平成17年12月に議長に申し入れ書を提出しました。

私が定数削減を訴える理由は、①現状では議員数が多すぎて、どの議員がどのような活動をしているのか有権者が把握しづらい②その結果、民主主義が機能し(選挙の結果が市政に反映され)にくくなっている③意思決定に時間がかかる④議会経費を削減できるということです。現在、西宮市では市民約1万人に1人の割合であるのに対して、神戸市は約2万人に1人の割合となっており、割合からすると、議員を半減しても議会は住民の意思を十分に反映できると考えられます。つまり、本市では、中学校区(20校)に約1人の割合となります。しかし、定数削減に反対する会派・議員が存在する現状では、いきなり半減することは事実上不可能であることは明確です。よってまずは、小学校区(42校)に1人程度の割合である、40名に削減した内容の条例改正を次の選挙までに行うべきであると考えています。独自に条例案を提出する方法もありますが、過半数の賛同を得るためには、定数の調整は欠かせません。

これからも、議会改革を果たすべく、議会の内外で、「行動する政治」を実行してまいります。

～Profile～

昭和50年7月 会社員の家庭に生まれる

平成6年3月 大阪府立四条畷高等学校卒業

平成11年3月 神戸大学工学部卒業

大学卒業直後から、西宮市議会議員筒井のぶお 現兵庫県議会議員)事務所に4年間勤務

平成15年4月 西宮市議会議員選挙初当選(当時27歳)

現在、西宮市議会最年少で活動中

■担当委員会

1年目:建設常任委員会 2年目:建設常任委員会(副委員長)

3年目:厚生常任委員会(委員長)

議会報告

平成16年度一般会計並びに特別会計決算特別委員会厚生分科会での審議において、私が質問した内容をご報告します。

(健康福祉局)

■留守家庭児童育成センターについて

留守家庭児童育成センターは、保育に欠ける小学1年生から3年生までが入所できます。運営経費に6億3000万円を要しているのですが、4年生以上の入所や、開所時間の延長の要望が市民から寄せられています。そこで、運営経費のうち人件費の割合と、利用している保護者が週に5日間勤務している方の割合を質問しました。人件費比率は86%で、86%の方が週に4日以上勤務しているとのことでした。出勤日でない日に、保護者の方にも有償ボランティア等でご協力頂いて、人件費を抑えて、その分を開所時間の延長等の要望を満たす経費に充当することを提案しました。

■保健所について

保健所は、平成12年に県から保健所の権限が委譲されました。それに伴い、施設と設備は無償譲渡されたものの、土地は10年間の無償貸与となっています。5年後には、土地取得のための費用を要する可能性が高く、市の現状での見解を問いました。答弁では、県からの無償提供を含めて、今後協議を進めたいとのことでした。そこで、現状では可能性の薄い無償提供を県に要望していくべきであることを強調しました。

■わかば園の建替えについて

肢体不自由児の通園施設であるわかば園は、かなり老朽化しています。しかし、建替えは平成21年度以降ということが決定しているだけで、具体的な建替えの計画はありません。そこで、PFI手法を活用しながら、既存の小学校や中学校の建替え時に、複合施設として障害児の施設を併設することで、早期の建替えや施設の増設を実現すべきであると指摘しました。

■自閉症・多動性障害の子どもたちの対応について

近年、自閉症や多動性障害といった発達障害をもつ子どもが増加しています。そうした子どもを持つ保護者から相談を受けることも増えてきました。対応が画一的で、不親切である旨の内容が多い状況です。そこで、市の対応・取組の姿勢を問いました。現状では、県の事業に依存している傾向にあるのか、漠然とした答弁しかかえってきませんでした。今後、身近な行政として市においても、個人の事情を勘案したきめ細かい丁寧な対応を行える体制を敷いてもらえるよう要望しました。

■その他、以下の項目について、提案・指摘を行いました。

・援護資金貸付制度について

・禁煙の啓発について

(環境局)

■環境保全事業について

◆環境調査について

夙川や御前浜での鉛に関する調査結果を問いました。答弁では、夙川や御前浜では、基準値を超える鉛は検出されておらず、心配ないとのことでした。

御前浜では、個人や事業所が協力し合って、ボランティアで調査活動や清掃活動を行っています。貴重な自然浜を持つ市として、そういった方々へのサポート、例えば、国の補助金などの情報提供、申請手続きの支援など、地元の活動に積極的に関与し、市と市民と事業者との協働によって、環境再生に向けた取り組みを始めるべきであることを指摘しました。

■環境保全に対する取り組みについて

ゴミのポイ捨て、犬の糞尿、カラス被害やバーベキュー、花火に関する苦情の件数と近年の推移を問いましたが、件数は把握できていないということでした。2年半前にカラス被害に関して、統計を取るよう一般質問において要望したにもかかわらず、取り組まれていないことは遺憾です。「快適な市民生活の確保に関する条例」の実効性を高めるために、エココミュニティ会議などでルール作りをすることでこれらの苦情を



減らす取り組みもしたいとのことでした。改めて、現状を苦情件数などの数値で把握し、それらの削減を努力目標にしながら実効性を高めていける体制を整備すべきであると指摘しました。また、監視を必要とするものについては、警察との連携を強化するとともに、専門の警備員への委託など監視の強化に向けた研究を行うよう要望しました。また、バーベキューなど、禁止地域を設けているものは、できる地域も確保・整備すべきであることを指摘しました。

■環境学習事業に関連して

太陽光発電や風力発電、燃料電池など、新エネルギーの導入に向けた市の取組みは、現状では消極的と言わざるを得ません。環境学習都市として、市民への環境学習の推進だけではなく、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成や市の施設への太陽光発電の導入等、国や民間団体による助成を活用しながら、市が環境に対して目に見える取り組みを積極的に行うべきであることを指摘しました。

■西宮浜総合運動公園の有効活用について

現在、100万円かけて管理している西宮浜総合運動公園は未開設の公園であり、平成18年に行われる国体の駐車場として使用される予定になっています。その後の公園用地の活用方法は未定であることから、民間事業者が運営するアミューズメント施設の誘致を含めて、積極的に有効活用できる方法を検討すべきであると指摘しました。

■その他、以下の項目について提案・指摘を行いました。

・廃棄物の不法投棄について

・ゴミ処理施設建設計画について

・環境局分の随意契約について

・じんかい収集について

■公立高校改革について

12月議会において、「西宮学区の公立高等学校の入学試験において、総合選抜制度を改め、複数志願制度を早急に導入することを求める意見書」を、政新会・公明党・にしまちネットの賛同を得て、合同で議会に提出し、可決されました。

平成16年に行われた市民意識調査結果で、この制度を否定、もしくは改善すべきと答えた方が6割を超えていました。しかし市議会では、総合選抜制度を維持すべきか否かの明確な意思表示ができていませんでした。そこで、正式に議会に諮るべく会派の協力を得て調査・研究を重ねました。総合選抜制度の改善点として一番大きな要素は、西宮で公立高校を希望した場合、行きたい高校を自由に選べず、居住地に近いところに自動的に割り振られていたことです。しか

も、その割り振りも、一番近い学校に行けるとは限られていませんでした。また、「大学進学率の高い高校を希望する生徒は私立へ」といった環境にもなっていました。こうした状況の改善を求めるご意見にも、まだ第一歩ですが、答えることができましたと考えています。

意見書が採択され、これからは県教育委員会の判断に委ねることになります。次は、高校の特色化が最大の課題です。高校は、義務教育ではありません。生徒が自主的に行きたくなるような特色化を図らなければ、入試制度の改革も価値が薄れます。よって、進学校を目指す高校、スポーツや芸術・文化活動を重視する高校など、特色化を促す努力が必要となります。自由に学校を選べる制度になれば、生徒の進学希望等によって、特色化の成果も明らかになると

考えています。今後も、動向を注視し、提案を重ねていきたいと思っています。

■北部地域の生徒の不便解消

それでも、北部地域の生徒の不便は解消されません。北部地域に高校を新設することは、生徒数を鑑みると困難です。そこで、神戸第二学区(神戸市北区など)や丹有学区(三田市など)、宝塚学区の高校への進学枠の拡大について、県への要望活動を強化するなど、行動して参りたいと考えています。



第3次行財政改善実施計画について

昨年4月より、第3次行財政改善実施計画を遂行しています。その計画の中で、具体的な内容が示されていなかった、市単独福祉の見直しと補助金の見直しについて、具体案が示されました。

■市単独福祉の見直し

行財政の改善を理由に、敬老祝金と市民福祉金(障害者並びに遺児に対して支給される公金)が廃止される条例案が、12月市議会において行政から提案されました。敬老祝金については、現代の社会を築いてくれた高齢者に対する敬意を現金支給という形で示すものでした。しかし、本当の敬老の心は、敬老会のような人と人が触れ合う場において示されるべきものであり、高齢化が進む中このまま現金支給を続けることが困難でもあることから、已む無く賛成しました。市民福祉金については、障害者に対する国の交付金(公金支給)が、市民福祉金制度の創設時に比べて大幅に増額されてきたことと、高齢化が進み、今後障害の階級別の現金支給は持続できないことが予想されるため、市民福祉金としての市単独の現金支給を

廃止することにも賛成しました。介護保険法が改正され、障害者自立支援法が施行されることもあり、福祉制度は大幅に方向転換されることになります。今後、一律の現金支給以外の方法で、本来は先に行うべきであった実効性のある支援策を研究して参ります。

■補助金の見直し

180種類ある補助金について、59種類の補助金が減額され、46種類が廃止されます。これらは、判断基準が明らかにされないまま方向性が示され、政策理念が反映されていないと言わざるを得ません。私は以前、補助金制度の改革を提案し、「政策が反映された、公開された支給基準」や「支給決定プロセス」、「支給期限の設定」、「定期的に効果を検証できるシステム」などが盛り込まれた制度を創設すべきであると指摘しました。そしてそのためには、政策理念を明らかにする必要があります。そうした手続きを経ずに、金額のみの見直しに踏み切ったため、総論賛成・各論反対の意見・不満が噴出しました。当然のことだと思います。公平・公正な公金

の支出決定システムの策定が急務であることが露呈しました。

■今後の決意

例え制度を創設しても、総論賛成・各論反対の意見が出ることは、避けられないでしょう。また、一度支給された公金や措置された福祉施策を廃止するとなると、例え正論をもってしても、利害関係者に理解を得るのは至難の業です。ましてや、今回の具体化のように、明確な政策理念がなければなおさらです。今の西宮市に必要なのは、財政運営における構造改革であって、無謀な経費削減のための福祉の切捨てではありません。はっきりとした政策理念のない支出のカット・制度の廃止は、政策推進の妨げにもなりかねません。

行政改革・行財政改善を提案・指摘し続けてきた私には、行政が行う行財政改善の施策を補完する責任があると考えています。今後も、西宮の将来のために、真の行政改革と財政構造改革を成し遂げるために全力を投じたいと考えています。ご意見もお待ちしております。